附則第十五条第三十二項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備　当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、四分の三）を乗じて得た額

イ　特定太陽光発電設備（前号イに掲げるものを除く。）

ロ　特定風力発電設備（前号ロに掲げるものを除く。）

附則第十五条第三十二項に次の一号を加える。

三　次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備　当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の二以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額

イ　特定水力発電設備（第一号ハに掲げるものを除く。）

ロ　特定地熱発電設備（第一号ニに掲げるものを除く。）

ハ　特定バイオマス発電設備で総務省令で定める規模未満のもの

附則第十五条第三十四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三十六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三十八項及び第三十九項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第四十項中「南海トラフ地震防災対策推進地域」の下に「（第一号において「南海トラフ地震防災対策推進地域」という。）」を、「首都直下地震緊急対策区域」の下に「（第一号において「首都直下地震緊急対策区域」という。）」を加え、「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、「限る」の下に「。以下この項において「特定償却資産」という」を加え、「償却資産に」を「特定償却資産に」に、「価格の三分の二の額」を「価格に、次の各号に掲げる特定償却資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良された特定償却資産で当該特定償却資産の存する港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、同項に規定する国際拠点港湾又は同項に規定する重要港湾の同条第三項に規定する港湾区域が同条第八項に規定する開発保全航路（同法第五十五条の三の四に規定する国土交通省令で定めるものに限る。）の区域又は同法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路の区域に隣接するもの　当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一

二　前号に掲げる特定償却資産以外の特定償却資産　当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五

附則第十五条第四十二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第四十三項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改め、同条に次の三項を加える。

46　電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（法人に限る。以下この項において「電気通信事業者」という。）で特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項に規定する実施計画（同法附則第五条第二項第二号に規定する地域特定電気通信設備供用事業（以下この項において「地域特定電気通信設備供用事業」という。）の実施に関するものに限る。）について同法附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項の認定を受けたものが、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）をし、かつ、同法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める地域内において直接当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する同法附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第五条第三項に規定する認定計画に記載された同号に規定する特定電気通信設備で政令で定めるもの（当該地域特定電気通信設備供用事業の用以外の用に供されていないものに限る。以下この項において「対象特定電気通信設備」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該対象特定電気通信設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該対象特定電気通信設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

47　租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者（以下この項において「中小事業者等」という。）が生産性向上特別措置法（平成三十年法律第　号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に同法第四十一条第二項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）をした同法第三十六条第一項に規定する先端設備等（以下この項において「先端設備等」という。）に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第九項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。）（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

48　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に都市再生特別措置法第百九条の二第三項において準用する同法第四十五条の二第四項、第四十五条の五第一項又は第四十五条の十一第一項の規定により認可を受けた同法第百九条の二第一項に規定する立地誘導促進施設協定（有効期間が五年以上のものに限る。以下この項において「特定立地誘導促進施設協定」という。）に定められた同法第八十一条第八項に規定する立地誘導促進施設（同法第百十八条第一項の規定により指定された同項に規定する都市再生推進法人が管理するものに限る。以下この項において「特定立地誘導促進施設」という。）の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該特定立地誘導促進施設協定が認可を受けた日の属する年の翌年の一月一日（当該認可を受けた日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度（当該特定立地誘導促進施設協定に定められた事項の変更により新たに追加された特定立地誘導促進施設にあつては、当該変更の日の属する年の翌年の一月一日（当該変更の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度）から三年度分（当該特定立地誘導促進施設協定の有効期間が十年以上である場合には、五年度分）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の六第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「附則第十五条の八第三項及び第五項」を「附則第十五条の八第一項及び第三項」に、「若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、「（区分所有に係る住宅）」の下に「（区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「及び附則第十五条の八第一項」を削り、「若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改める。

附則第十五条の七第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「次条第三項又は第五項」を「次条第一項又は第三項」に改める。